騒音・振動モニタリング結果（梅林通り）

騒音レベル、振動レベル

調査時期・期間		騒音				振動	
		調査結果（デシベル）				調査結果（デシベル）	
		L_5※1		等価騒音レベル（L_{Aeq}）		時間率振動レベル（L_{10}）	
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
環境基準（騒音のみ） 【幹線道路】※2		－	－	70以下	65以下	－	－
アセス調査	R3.12.23-24	69	52	64	53	31	<30
2024年度 （令和６年度）	R6.5.21-22	67	50	63	52	30	<25
	R6.8.6-7	68	49	65	54	29	<25
	R6.10.31-11.1	68	50	63	54	29	<25
	R7.2.19-20	67	49	62	53	30	<25
2025年度 （令和７年度）	R7.6.12-13	69	52	64	55	29	<25
	R7.7.30-31	68	49	64	53	29	<25
	R7.10.20-21	68	51	63	53	29	<25
	R8.2.12-13	69	52	63	53	31	<25
2026年度 （令和８年度）	R8.4.21-22	67	51	62	54	30	<25
	R8.8.4-5	68	50	65	53	28	<25
	秋						
	冬						

※１　L_{eq}（エネルギー平均値）に加えて、L_5（騒音測定値の上位５%抽出した値）においても比較を実施しています。

※２　令和６年４月より、梅林通りの測定地点が市道から県道となったため、環境基準が変更されています。

騒音・振動モニタリング結果（梅林通り）

交通量

調査時期・期間		時間区分※1	断面交通量（台）				大型車混入率（%）	関係車両混入率（%）
			大型車	小型車	関係車両※2	合計		
アセス調査	R3.12.23-24	昼間	518	4,515	0	5,033	10	0.0
		夜間	21	158	0	179	12	0.0
		合計	539	4,673	0	5,212	10	0.0
2024年度（令和６年度）	R6.5.21-22	昼間	343	4,046	8	4,397	8	0.2
		夜間	19	136	0	155	12	0.0
		合計	362	4,182	8	4,552	8	0.2
	R6.8.6-7	昼間	363	4,302	4	4,669	8	0.1
		夜間	25	170	0	195	13	0.0
		合計	388	4,472	4	4,864	8	0.1
	R6.10.31-11.1	昼間	427	4,122	12	4,561	9	0.3
		夜間	32	209	0	241	13	0.0
		合計	459	4,331	12	4,802	10	0.2
	R7.2.19-20	昼間	406	3944	14	4364	9	0.3
		夜間	26	151	0	177	15	0.0
		合計	432	4,095	14	4,541	10	0.3
2025年度（令和７年度）	R7.6.12-13	昼間	334	3,994	20	4,348	8	0.5
		夜間	24	151	0	175	14	0.0
		合計	358	4,145	20	4,523	8	0.4
	R7.7.30-31	昼間	361	4,259	4	4,624	8	0.1
		夜間	28	158	0	186	15	0.0
		合計	389	4,417	4	4,810	8	0.1
	R7.10.21-22	昼間	414	4,167	6	4,587	9	0.1
		夜間	27	153	0	180	15	0.0
		合計	441	4,320	6	4,767	9	0.1
	R8.2.12-13	昼間	481	4,351	10	4,842	10	0.2
		夜間	22	172	0	194	11	0.0
		合計	503	4,523	10	5,036	10	0.2
2026年度（令和８年度）	R8.4.21-22	昼間	454	4,151	12	4,617	10	0.3
		夜間	25	159	0	184	14	0.0
		合計	479	4,310	12	4,801	10	0.2
	R8.8.4-5	昼間	302	4,486	23	4,811	6	0.5
		夜間	20	162	0	182	11	0.0
		合計	322	4,648	23	4,993	6	0.5
	秋	昼間						
		夜間						
		合計						
	冬	昼間						
		夜間						
		合計						

※１　時間区分は、騒音に係る環境基準の時間区分（昼間：６時～22時、夜間：22時～６時）としています。

※２　関係車両は、新処分場の工事用車両に義務付けているゼッケンを掲示している車両台数をカウントしています。